

## 4. 身体的虐待を疑うとき

身体的虐待に限らず、子ども虐待を疑うことは、その子ども自身の安心・安全を守ることであり、同じようなことが繰り返されないよう予防していくための入り口となる。身体的虐待を疑うきっかけは、小児科を受診する主訴とは異なる場合も少なくない。診療の中で偶発的に認められる外傷や瘢痕を見逃さず、再発予防、子どもの安心・安全に繋げていくことは、小児科医の責務である。

虐待を疑ったとき、「誰がやったのか？」と犯人捜しをしてしまったり、加害したであろう家族に対する怒りの感情がわいてきたりしてしまうことがあるかもしれない。しかし、私達は小児医療の専門家として、冷静に客観的な情報を収集、整理し、鑑別診断の一つとして子ども虐待をあげて、児童相談所等の多機関と連携して子ども虐待の診断に繋げていく。

### 1. 子ども虐待を疑うための準備

日々の診療や健診の現場で虐待を主訴に受診する子どもはまずいない。以下の2点を意識することが重要である。

#### 1) 常に子ども虐待を鑑別に挙げて、診療を行うよう心がけること

子ども虐待は鑑別疾患の一つである。常にその他の医学的診断も考えながら、臨床推論を進めていく。子ども虐待に早期閉鎖することのないよう意識をするとともに、その他の医学的診断と子ども虐待は併存しうることも忘れてはならない。

#### 2) 虐待を疑う所見があったのであれば、その疑いを矮小化せず対応につなげること

人間は何か心配な事象があると、安心できる、その心配を打ち消すような情報を集め、心配な事象がなかったかのように矮小化してしまう。子ども虐待は、医療機関において軽症の段階で見逃されることで、その後再受傷し重篤化し、一部は死亡する。私達は、子どもの安心・安全を守る立場から、少しでも気になる所見があれば、虐待対応につなげなければならない。

### 2. 身体的虐待を疑う

身体的虐待は、様々な虐待類型と合併するため、子ども虐待を疑う様な所見があれば、常に身体的虐待の合併を疑って診察を進める必要がある。ここでは、身体的徴候、行動的徴候に分けてまとめる。

#### 1) 身体的徴候

##### ①外傷（皮膚変色、熱傷などの皮膚損傷）

- ・体幹、耳介、頸部、外性器、臀部など事故では起こりにくい場所
- ・パターン痕（手形痕、ループコード痕、二重条痕、咬傷、強制浸透熱傷など）
- ・新旧混在する外傷（痕）
- ・保護者が説明できない外傷（痕）
- ・保護者が説明する受傷理由では説明できない外傷（痕）
- ・受診のタイミングが受傷から時間が経過している
- ・外傷を反復している

※おおよそ9か月未満の乳児の外傷はどんなものでも、子ども虐待を鑑別にあげる

##### ②栄養不良

- ・体重増加不良 / 体重減少
- ・低身長

③不衛生

- ・入浴できていない（垢、毛髪、臭いなど）
- ・衣服の清潔が保たれていない

④慢性疾患の不適切な管理

- ・アトピー性皮膚炎、気管支喘息など継続管理が必要な疾患の通院、治療ができていない

2) 行動的徴候

①多動 / 衝動性

- ・落ち着かず、姿勢が崩れやすい（着席できず、室内をうろうろ歩き回る）
- ・常にキョロキョロと視線が動いてあたりを見ている
- ・周囲にあるものにすぐ手を伸ばし触ろうとする
- ・感情を抑えられず、すぐに暴言や暴力を振るう

②愛着行動の不自然さ

- ・初対面でも、べたべたと身体接触が多く、距離が近い
- ・触られたりすることを極度に嫌がる

③過敏性

- ・大きな音や声を過度に怖がる、おびえる
- ・小さな音でも、ドアの外の足音などを気にする

④過食・異食

- ・むさぼるように食べたり、異常な食に対する執着を認める

⑤新たに出現した習癖行動

- ・チック、爪かみなどが出現する

⑥非行

- ・盗み、万引き、放火の非行を認める
- ・繰り返す家出や徘徊
- ・集団行動からの逸脱
- ・性的逸脱行動

3. まとめ

上記はあくまで身体的虐待を疑う所見の代表的な例である。ここにはあげていないが、保護者の態度に関する心配や漠然とした「ちょっと気になる」という感覚は無視してはいけない。疑った際の対応については、本手引きの「第3章 虐待に対応する」を参照して頂きたい。